

泉佐野市防犯推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市防犯推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

- (1) 町会連合会 泉佐野市町会連合会規約第1条に掲げる町会及び自治会の連合会をいう。
- (2) 町会等 町会連合会を構成する町会又は自治会若しくはそれらの連合組織をいう。
- (3) 準団体 町会連合会には属していないが、市内の同じ区域に居住する概ね10世帯以上で構成され、代表者が選任されている団体をいう。
- (4) 任意団体 町会等又は準団体に属していない任意団体をいう。
- (5) 防犯灯等 町会等又は準団体若しくは任意団体が市と協議した区域（以下「特定区域」という。）における街頭犯罪を未然に防止すること等を目的として、不特定多数の者が利用する街路等を照らすために設置し、かつ補助金の交付実績がある自ら維持管理する照明機器をいう。
- (6) 防犯カメラ 一定の区域における街頭犯罪を未然に防止すること等を目的として、不特定多数の者が利用する場所に向けて設置する映像撮影・記録機器をいう。
- (7) 防犯灯等電気料金負担事業 町会等又は準団体若しくは任意団体が、特定区域において、自ら管理する防犯灯等に係る電気料金を負担する事業をいう。
- (8) 防犯カメラ新設事業 町会等又は準団体が、その区域（市域に限る）において、自ら管理する防犯カメラを新設する事業をいう。
- (9) 地域安全センター事業 市内13小学校区毎に設置された地域安全センターが、その校区内において防犯に関する広報、研修、パトロールその他の活動を行う事業をいう。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 防犯灯等電気料金負担事業
 - (2) 防犯カメラ新設事業
 - (3) 地域安全センター事業
- 2 次の各号に掲げる事業は、補助事業としない。
- (1) 新設又は既設の防犯カメラに係る一切の維持管理費用（電気料金及び占用料等を含む。）を負担する事業
 - (2) 道路法その他関係法令等の規定に違反する事業

- 3 補助事業の補助対象経費は、次表に掲げる補助事業の区分に応じて、同表に定めるところによる。

補助事業の区分	補助対象経費
防犯灯等電気料金負担事業	交付年度分の電気料金
防犯カメラ新設事業	新設に係る一切の経費
地域安全センター事業	活動に係る一切の経費

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次表に掲げる補助事業の区分に応じて、同表に定めるところにより算定する。

補助事業の区分		補助金の額の算定方法	
		補助対象経費に対する補助率等	上限額
防犯灯等電気料金負担事業	町会等・任意団体が事業を行う場合	交付年度の9月分電気料金に12を乗じた額（千円未満切り捨て）	—
	準団体が事業を行う場合	交付年度の9月分電気料金に6を乗じた額（千円未満切り捨て）	—
防犯カメラ新設事業		10分の10（千円未満切り捨て）	200,000円/基
地域安全センター事業		10分の10（千円未満切り捨て）	10,000円/年度

(事前協議及び仮採択)

- 第5条 防犯カメラ新設事業に対する補助金の交付を受けようとする町会等及び準団体は、原則としてその受けようとする年度の前年度の9月30日までに、当該補助事業の実施方法等について、市との事前協議を完了させなければならない。

- 2 市長は、事前協議に際し、次条第1項の表に掲げる交付申請時の提出書類に準じた書類の提出を求めるほか、現地調査を行うことができる。

- 3 市長は、防犯カメラ新設事業についての事前協議を行う町会等又は準団体に対し、当該事業の実施について、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所について、泉佐野警察署の助言を受けること。
- (2) 防犯カメラの適正な管理運用を行うため、管理運用規程を策定すること。なお、策定にあたっては、管理責任者等を指定するほか、記録画像の利用制限（犯罪等の発生の確認等に限定した利用にとどめること。）を明記するなど、個人情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 防犯カメラの設置に関して、撮影対象区域内の住民等の同意を得ること。
- (4) 防犯カメラの設置場所の所有者等から占用許可等を受けること。
- (5) 防犯カメラの設置を示す看板を取り付けること。また、地域ぐるみで防犯カメラの設置を推進していることを示す看板等の設置に努めること。

(6) 防犯カメラを継続して6年以上管理運用すること。

- 4 市長は、事前協議の結果、当該補助事業の内容が適当であると認めるときは、防犯推進事業仮採択通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- 5 市長は、防犯カメラ新設事業について、同一年度に複数の町会等及び準団体から事前協議があったときは、当該事前協議の内容及び過去の補助金の交付状況等を考慮した上で、仮採択の決定を行うものとする。

(交付申請)

第6条 前条第4項の仮採択の通知を受けた町会等及び準団体は、補助金の交付年度における市の予算が成立した後、原則として当該補助事業の着手予定日の30日前までに、次表に掲げる補助事業の区分に応じて、同表に掲げる書類を市長に提出し、補助金の交付を申請しなければならない。

補助事業の区分	提出書類
防犯カメラ 新設事業	防犯推進事業費補助金交付申請書（様式第2号） 補助事業計画書（様式第3号） 補助事業収支予算書（様式第4号） 設置（予定）場所状況表（様式第5号） 設置（予定）場所の位置図及び現況写真 撮影対象区域を記載した平面図 撮影対象区域内の住民等の設置同意書の写し 設置機器の概要・機能等を記載したカタログ等の写し 補助対象経費に係る見積明細書の写し

- 2 防犯灯等電気料金負担事業に対する補助金の交付を受けようとする町会等及び準団体若しくは任意団体は、その受けようとする年度の指定する日までに、また、地域安全センター事業に対する補助金の交付を受けようとする団体は、その受けようとする年度内に、次表に掲げる補助事業の区分に応じて、同表に掲げる書類を市長に提出し、補助金の交付を申請しなければならない。

補助事業の区分	提出書類
防犯灯等電気料金 負担事業	防犯推進事業費補助金交付申請書（様式第2号） 当該年度9月分の電気料金請求内訳書及び領収証の写し
地域安全センター 事業	防犯推進事業費補助金交付申請書（様式第2号） 補助事業計画書（様式第3号） 補助事業収支予算書（様式第4号）

- 3 市長は、必要があると認めるときは、追加書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請の内容を審査し、その結果について、防犯推進事業費補助金交付申請審査結果通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付決定を行う場合、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定を行うことができる。この場合、市長は、当該交付申請に係る補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付を決定した町会等、準団体及び地域安全センター（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助事業の実施等に関して、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更申請）

第8条 補助事業者は、第6条の交付申請の内容を変更しようとするときは、補助事業変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更申請を承認したときは、補助事業変更決定通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（中止届）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 防犯カメラ新設事業及び地域安全センター事業の補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その日から30日以内（補助金の交付決定年度が終了した場合は翌年度の4月30日まで）に、次表に掲げる補助事業の区分に応じて、同表に掲げる書類を市長に提出し、その実績を報告しなければならない。

補助事業の区分	提出書類
防犯カメラ新設事業	補助事業実績報告書（様式第10号） 補助事業収支決算書（様式第11号） 設置（完了）場所状況表（様式第5号） 設置に係る契約書又は請書の写し 設置に係る仕様書及び設置図面の写し 設置に係る工事完了届又は納品書の写し 補助対象経費に係る請求書及び領収証の写し 防犯カメラ管理運用規程 防犯カメラ及び表示板の設置後の現況写真 防犯カメラの撮影状況を示す写真 占用許可等を受けていることを証する書面の写し
地域安全センター事業	補助事業実績報告書（様式第10号） 補助事業収支決算書（様式第11号） 補助対象経費に係る領収書の写し

2 市長は、必要があると認めるときは、追加書類の提出を求めることができる。

(確定)

第11条 市長は、前条の実績報告の内容を審査し、適当であると認めるときは、防犯推進事業費補助金交付確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の確定通知を受けた補助事業者及び第7条において交付決定を受けた防犯灯等電気料金負担事業の補助事業者は、防犯推進事業費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(概算払い)

第13条 市長は、防犯灯等電気料金負担事業を除く補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、第7条の規定に基づく補助金の交付決定を行った後に、当該交付決定額を限度として概算払いすることができる。

2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、防犯推進事業費補助金概算払い請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない

3 概算払いを受けた補助事業者は、第10条の実績報告を行う際に、防犯推進事業費補助金概算払い精算書（様式第15号）を添えなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

(4) 第9条の中止届を提出したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、第4条を除き令和4年度以降の補助金の交付について適用し、令和3年度分の補助金の交付については、なお従前の例による。

(関係要綱の廃止)

3 次の各号に掲げる要綱は、令和4年4月1日に廃止する。

(1) 泉佐野市防犯灯設置費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）

(2) 泉佐野市防犯灯電気料金補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）

(3) 泉佐野市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）

(4) 泉佐野市地域安全センター活動運営補助金交付要綱（平成27年10月1日施行）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。